



松本市 総合都市交通計画

●都市計画道路の見直し



The Urban
Transportation
Plan of
Matsumoto City

～人と環境にやさしい松本のまち・みち・くらしづくり～

平成23年3月

松本市

目 次

松本市総合都市交通計画

都市計画道路の見直し	1
1 はじめに	1
(1) 目的	1
(2) 都市計画道路の現状	1
(3) 都市計画道路の見直しの背景	5
(4) 見直しの方針	5
2 見直しの手順	6
3 見直し対象道路（区間）の設定	8
4 必要性の検討	11
(1) 必要性検討の評価指標の設定	11
(2) 必要性検討の評価指標	12
(3) 必要性の評価指標別の検討結果	19
(4) 必要性の検討結果	33
5 実現性の検討	38
(1) 実現性の検討の考え方	38
(2) 実現性の検討結果	39
6 見直し道路網（案）の設定	42
(1) 見直し道路網（案）の設定の考え方	42
(2) 見直し道路網の評価結果	43
(3) 見直し道路網の検証	45
(4) 住民・各関係機関との調整	71

都市計画道路の見直し

1 はじめに

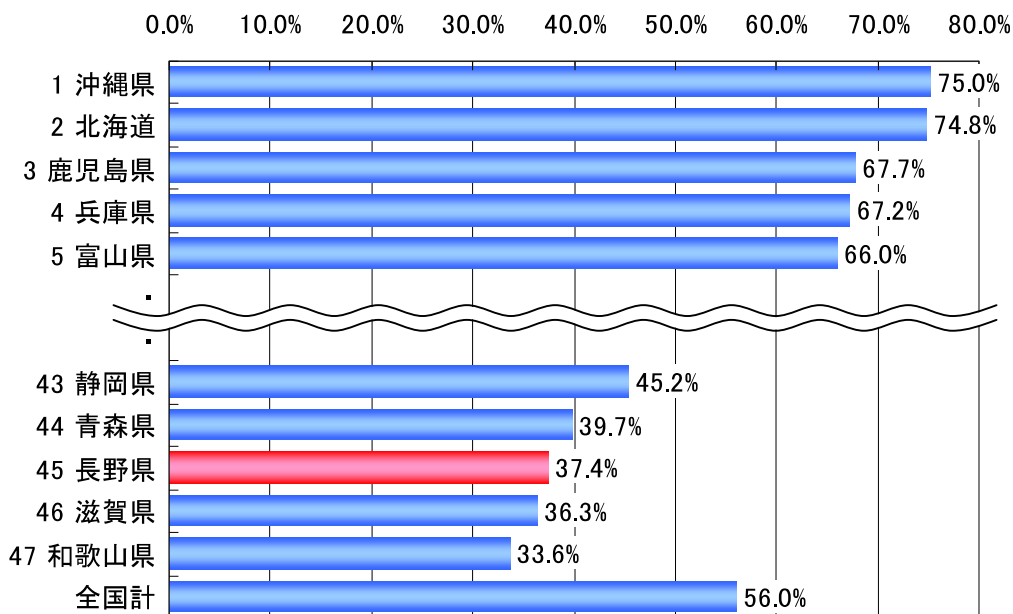
(1) 目的

現在、策定中の総合都市交通計画においては、「効果的・効率的なみちづくり」を基本方針の一つとしております。既存ネットワークの有効活用を図り、効率的・効果的なみちづくりを行うために、長期未着手都市計画道路の見直しを行う必要性があります。

見直しにおいては、長野県が定める「都市計画道路見直し指針（平成18年3月、長野県土木部）」に基づいて、評価指標を作成し、都市計画道路が有する機能について整理します。

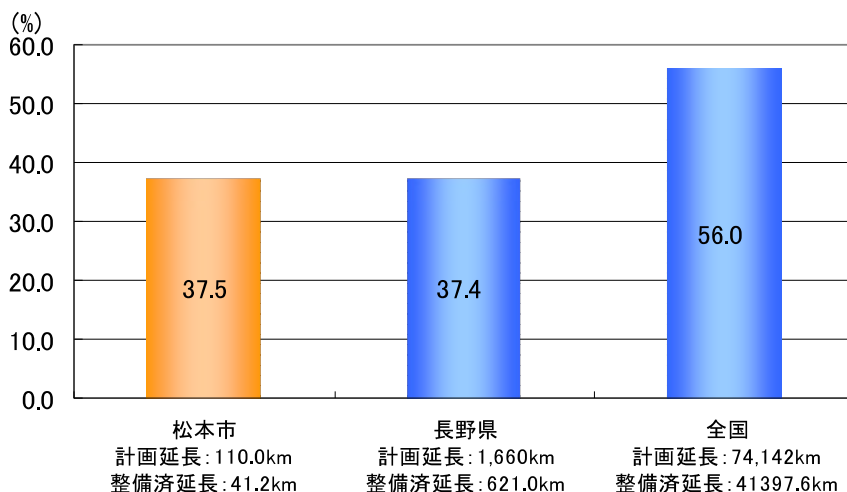
(2) 都市計画道路の現状

旧松本市内（松本都市計画区域）において、57路線、延長約110kmが都市計画道路として決定されています。整備進捗率は37.5%となっており、長野県平均の37.4%とほぼ同程度ですが、全国平均56.0%に比べると低くなっています。なお、長野県の整備進捗率37.4%は全国47都道府県中45位となっています。



資料：平成19年都市計画年報

図 長野県の都市計画道路の整備状況（平成20年3月末現在）



資料：松本市の数値は、平成20年度版松本市の都市計画
長野県及び全国の数値は平成19年都市計画年報

図 都市計画道路の整備状況（平成20年3月末現在）

一方、松本市の整備進捗率 37.5%は、同規模の人口の市町村に比べ、低い水準となっています。

また、幹線街路の総計画延長 105km のうち半数以上の 81km が 30~40 年前の高度経済成長期に都市計画決定されています。このうち 52.5km の未整備区間は、幹線街路の未整備区間 65.2km の約 8 割を占めています。

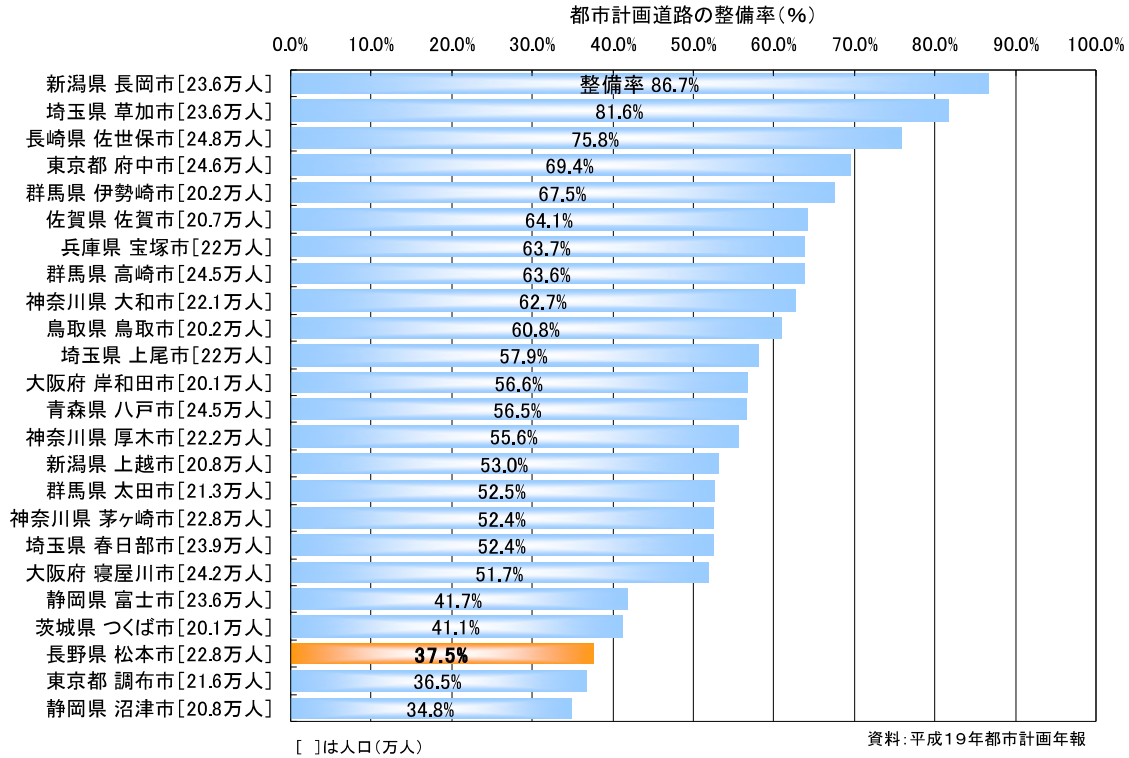
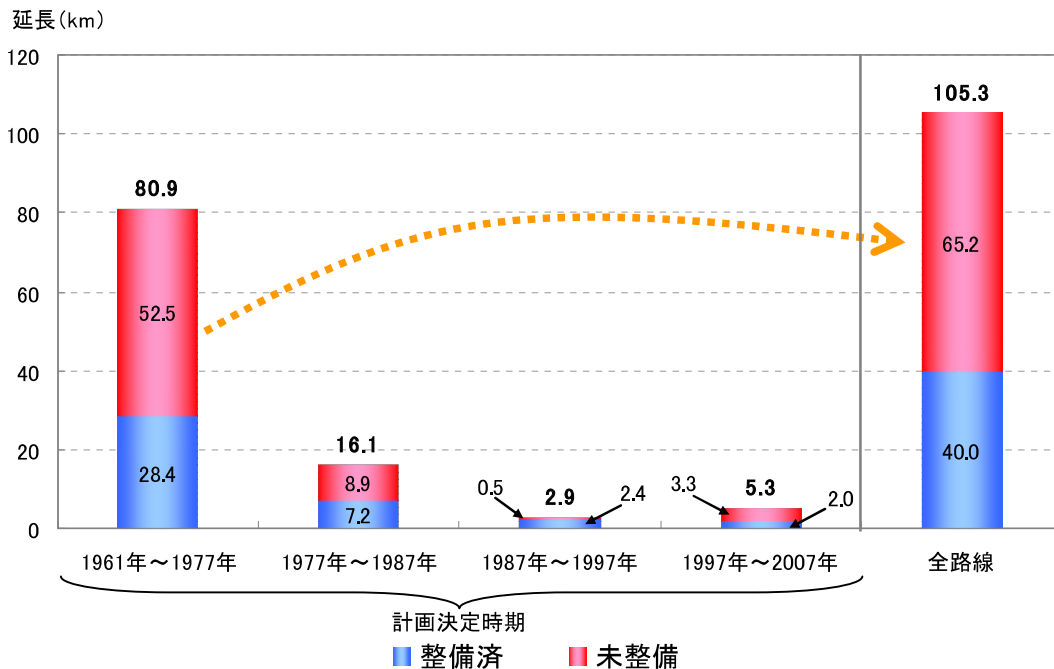


図 人口規模別（人口 20 万～25 万都市）の整備状況（平成 20 年 3 月末現在）



出典:平成20年度版松本市の都市計画

図 計画決定年代別の整備状況別延長（平成 20 年 3 月末現在）

【参考】線引きと都市計画道路の変遷について

整備率は増加傾向にありましたが、平成9年に3・2・29長野飯田線（国道19号）と3・3・39都市環状西線（主）松本環状高家線）の4車線化の変更により、46.4%（平成8年）→32.8%（平成9年）に落ち込んでいます。

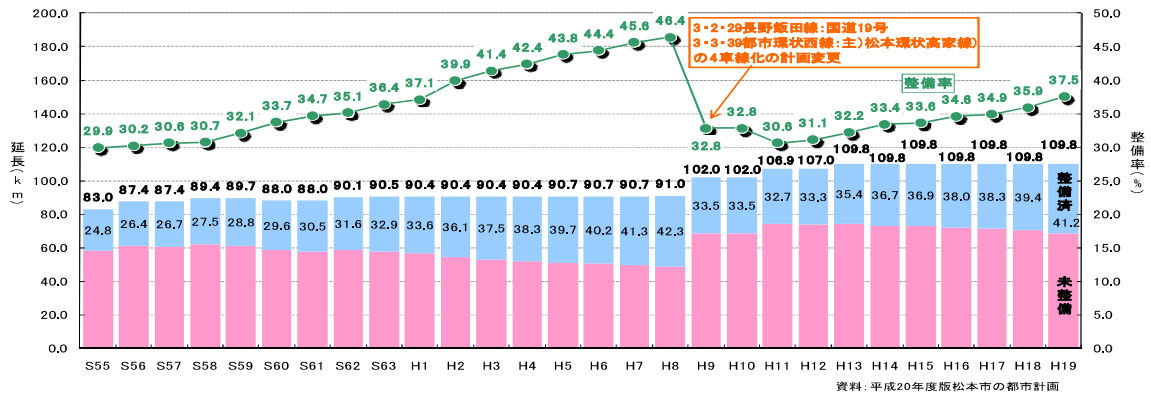


図 年度別都市計画道路の整備状況

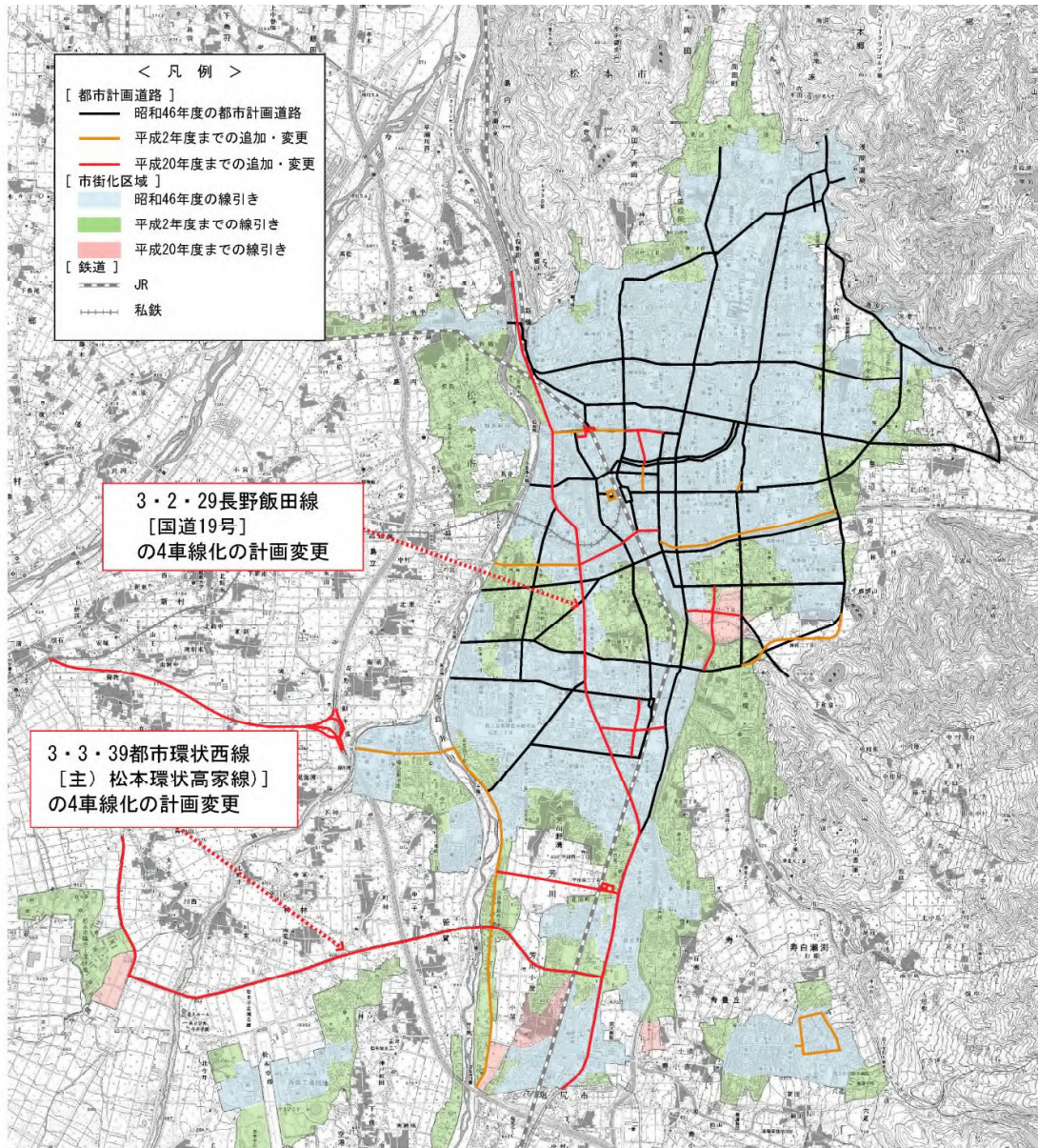


図 線引きと都市計画道路の変遷図

都市計画道路の整備状況図を以下に示します。整備済の路線は全 57 路線のうち 21 路線（幹線街路 14 路線、区画街路・特殊街路 7 路線）となっています。

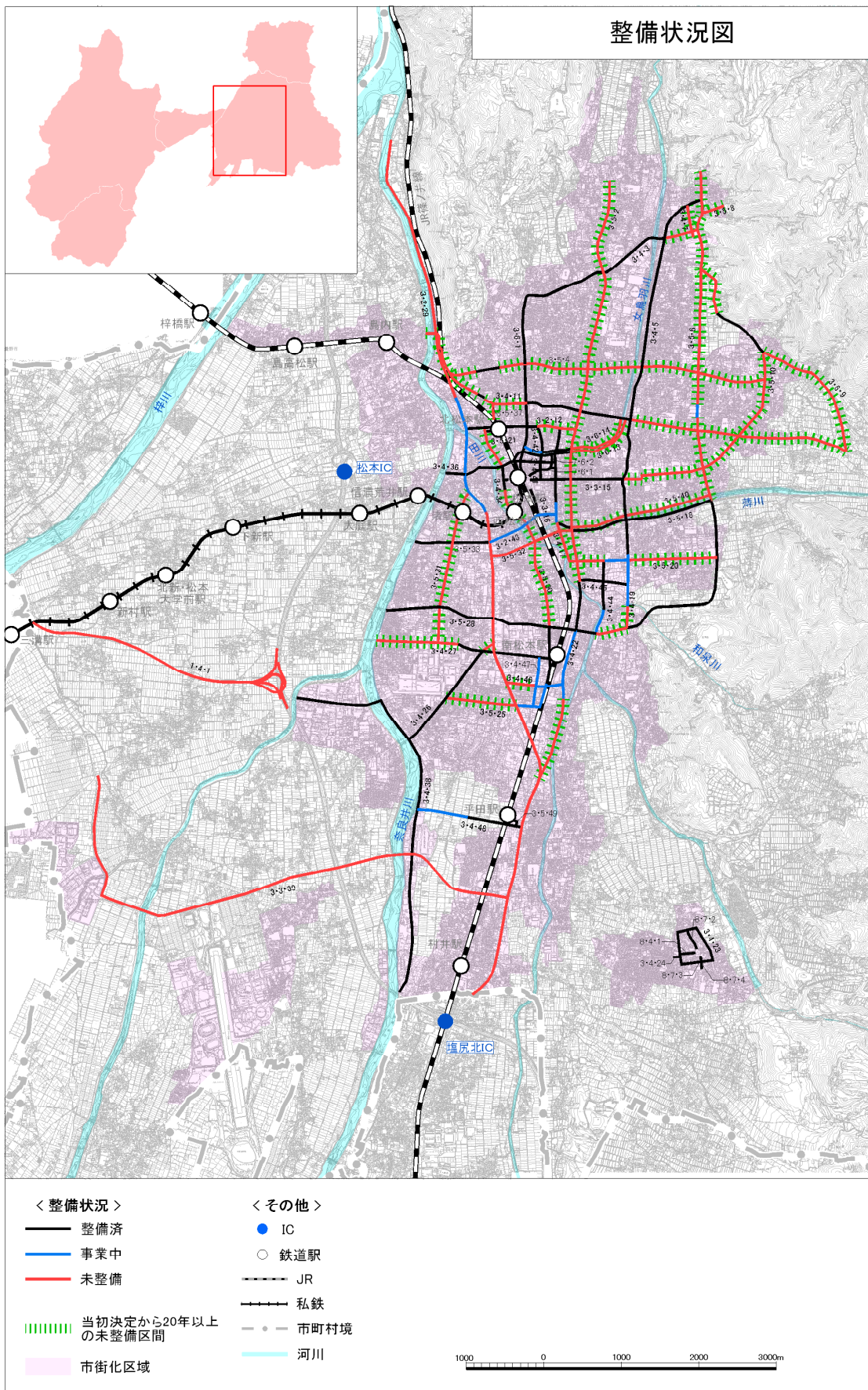
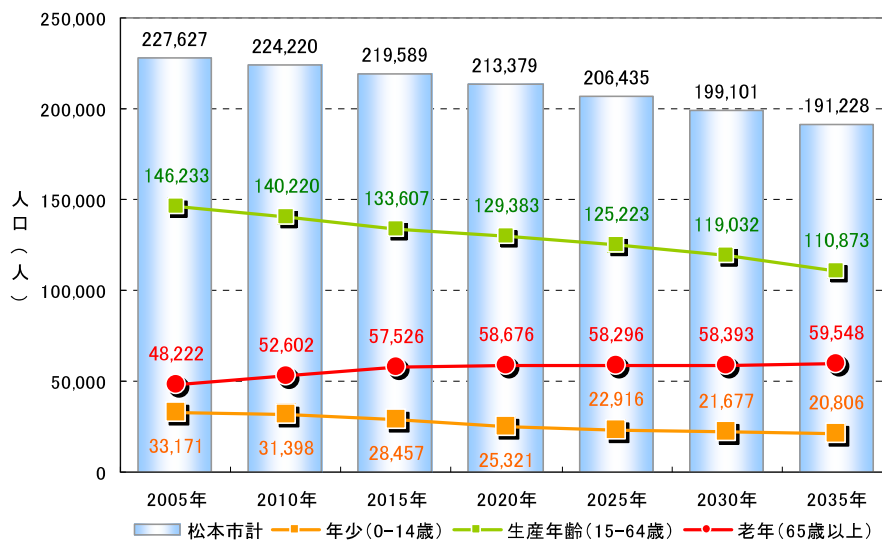


図 都市計画道路の整備状況図（平成 20 年 3 月末現在）

(3) 都市計画道路の見直しの背景

ア 社会情勢の変化

人口減少や少子・高齢社会の進展することが予想されています。そのため、人口の減少や高齢社会の進展、将来交通需要の変化を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。



資料：日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)

図 将来人口の推移

イ 公共事業投資の減少と事業の長期化

道路整備に使える財源は、道路特定財源の一般財源化や将来人口の減少による税収不足などが予想されています。

また、限られた道路整備の財源や地元調整などに時間を要することなどにより、事業の長期化が進むことが予想されます。そのため、既存ストックを有効活用するとともに、効率的・効果的な道路整備が求められています。

ウ まちづくりの方向性の変化

市街地の拡大による中心市街地の空洞化やまちの賑わいが損失しています。そのため、将来のまちづくりの方向性としては、市街地の拡大を抑制し、鉄道駅やバス停の交通施設周辺へ人口を誘導する集約型市街地構造を目標としています。

(4) 見直しの方針

都市計画道路の見直しの背景を踏まえ、見直しの方針としては、以下の点について留意します。

ア 上位計画との整合

長野県の道路整備計画や松本市の総合計画や都市計画基本方針等の上位計画との整合を図り、適切な見直しを行います。

イ 総合評価に基づく見直し道路網(案)の作成

道路機能に基づく「必要性」と事業の「実現性」の観点からの評価と将来交通量による影響の有無の観点からの評価に基づき総合評価を行い、見直し道路網(案)を作成します。

ウ 住民・各関係機関との調整

都市計画法53条により、現在も地権者に対して建築制限がされており、地権者の生活への支障があることを踏まえ、住民・各関係機関との調整を図る必要があります。